

情報セキュリティの基本方針

平成19年2月13日

株式会社 要興業

代表取締役社長 藤居 秀三

【声明書】

近年、情報セキュリティに対する社会の要求は強くなる方向にあり、当社では、その期待に応えて機密情報を処分するアウトソーシングサービスを提供している。顧客の重要な機密情報を取り扱う役割を担う当社にとって、顧客の期待するセキュリティ体制を持ち、その期待に適時にかつ適切に対応していくことが必要不可欠であり重要課題である。

また、当社のサービスは人の活動によって支えられる要素が強く、人の管理が大前提となる。情報に関わる法令の制定及び改正が行われていく中、法令を順守する体制を持つためには、従業員ひとりひとりの情報セキュリティに対する意識を高めることが急務である。このような管理体制を持つことは、顧客の利益を守り顧客満足を向上させ、最終的に顧客の信頼を得ることにつながるものであり、ひいては当社の事業拡大の基礎となる条件である。

さらに、悪意の無い漏洩事故や意図せず会話に盛り込まれる営業情報など、ヒューマンエラーによる事件・事故の発生を未然に抑える体制を持つことも組織としての課題である。

そのために、まず ISO27001 に適合した自社基準を策定し、維持するとともに、顧客の機密情報はもちろんのこと事業に関連して取り扱う当社の機密情報（例えば、契約、請求、提案に関する情報等）及び関連する情報システム等も、それぞれの重要度を明らかにし保護する。また、法令・規制を順守することを全社の行動指針とする。

【情報セキュリティ基本原則】

1. 業務遂行のためにのみ情報資産を利用すること。個人的、政治的な活動など、その他の目的に用いてはならない。
2. 社内情報、関連する機密情報、従業員の個人情報などを、法令による要請などの合理的な必要性が無い限り開示してはならない。
3. 情報資産の合理的な分類を明確にし、各資産の重要度を役員及び全従業員に認識させるとともに、事業活動及び事業拡大を阻害することなく機密性、完全性、可用性を確保しなければならない。
4. 情報資産を保護するための主管機構として、情報セキュリティ委員会を設ける。情報セキュリティ委員会は、総合幹部会議の一環として執り行う。委員会は、情報セキュリティの具体的な管理規定を定め、また、それを定期的に見直すことにより多様化するリスクに迅速に対応する。
5. 役員及び全従業員は、情報セキュリティ委員会が策定した情報セキュリティに関する規定に従わなければならない。また、そのために必要な教育を受講しなければならない。規定に違反した場合には、懲戒規定に基づき対処する。
6. 役員及び全従業員は、情報セキュリティに関する事件・事故を発見した際には、所定の緊急体制に従って速やかに対処し、事態の収拾に努める。
7. 情報セキュリティ体制は、定期的な内部監査を通じて、その有効性を継続的に見直し、改善する。